

## みよし市シルバー人材センター会員互助会会則

(名称)

第1条 この会は、みよし市シルバー人材センター会員互助会(以下「互助会」という。)という。

(事務所)

第2条 互助会の事務所は、みよし市シルバー人材センター(以下「センター」という。)事務局内に置く。

(目的)

第3条 互助会は、会員相互の親睦及び融和並びに互助を図り、センターの事業の推進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 互助会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 会員の福利厚生に関すること
- (2) 会員の慶弔に関すること
- (3) センターから委託された事業
- (4) 会員のボランティア活動に関すること
- (5) その他前条の目的を達成するための事業

(会員)

第5条 会員は、センターの全会員とする。

(資格の取得及び喪失)

第6条 互助会の会員資格は、センターの会員になった日から会員の資格を取得する。

2 会員が、センターの会員でなくなったとき、会員の資格を喪失する。

(会費)

第7条 互助会の経費は、会費、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

- (1) 会費は、年額 2,000 円とし、センター会費と併合して徴収する。ただし、事業年度途中で入会した会員は、別表1の額とする。
- (2) 納入された会費は返還しない。

(役員)

第8条 互助会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 委員 6名(地域班長)
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監事 2名

2 互助会に顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第9条 互助会の役員を選任については、次に定める。

2 会長は、センター副会長、副会長は幹事の中から互選し、監事はセンター監事はその任にあたることとする。

3 顧問及び幹事は会長が委嘱する。

4 委員は、センターの地域班長をもってこれにあたる。

(役員の仕事)

第10条 会長は、会を代表し統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその仕事を代理する。

3 委員及び幹事は、第3条目的達成のため事業の企画、立案の策定の任にあたる。

4 監事は、互助会の事業及び会計事務を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は定款第26条第1項及び第2項の規定に準じ2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再選をすることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合でも、後任者が選任される間はその任務を行うものとする。

(会議)

第 12 条 互助会の会議は次のとおりとする。

(1) 総会

総会は、第 6 条の会員で構成し、毎年センターの定時総会に併せて、事業報告及び会計報告を行う。

(2) 役員会

2 この会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(報告)

第 13 条 会員互助会において審議決定した事項については、直近に開催される理事会に、正副会長を除く委員の代表者が、その検討された内容及び決定事項等について報告することとする。

(役員会議に伴う交通費)

第 14 条 会議に伴う交通費は、別表 2 のとおりとする。

(慶弔)

第 15 条 第 4 条に規定する慶弔給付は、別表 3 のとおりとする。

2 慶弔給付については、原則として、地区班長をもって事務局への連絡、給付を行う。併せて死亡の場合互助会を代表し通夜、もしくは葬儀に参列することとする。

(会計年度)

第 16 条 互助会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 17 条 互助会に事務局職員を置き、事務局職員は会長が幹事会の同意を得て委嘱する。

2 事務局職員は会務のために要する費用弁償を受けることができる。

(その他)

第 18 条 この会則に定めるものの他、必要な事項は会長が幹事会の同意を得て別に定める。

第 19 条 この会則の修正並びに、条項の改廃は委員会に委ねる。

附 則

この会則は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1(第7条関係)

入会月	金額
4月～12月	2,000円
1月～3月	1,000円

別表2(第14条関係)

区分	支給額
1人1回あたり	500円
年間1人あたり限度額	5,000円

別表3(第15条関係)

給付の区分		給付条件及び給付対象	給付額
就業中の事故	弔慰金	本人が死亡したとき	10,000円
	見舞金	引き続き7日以上入院したとき	3,000円
就業中以外の事故	弔慰金	本人が死亡したとき	3,000円